

中四国法政学会シンポジウム

「日本司法支援センターの現状と課題」

報告者	コメント	司会
川 東	田 淵	草 和 小 田
祥	浩 敬	晋 直
次	美 二	一 人

* 本稿は、中四国法政学会および香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科ならびに香川大学法学部の共催で、平成一八年一〇月二八日午後三時より、香川大学法学部棟J3教室で実施されたシンポジウムの記録である。

当日は、中四国法政学会会員のみならず、香川大学一井学長、司法書士、土地家屋調査士などの地元法務関係者、法科大学院生等一〇〇名を超える参加者があり、発足直後の日本司法支援センターの現状について、司会者および地方事務所長から紹介された後、今後どのような問題が生じうるかについて検討、意見交換がなされた。

日本司法支援センターの運営開始から半年が経過し、シンポジウムで指摘された課題のいくつかは現実化しており、今後ますます議論を深める必要があると思われるので、中四国法政学会の許可を得て、ここにその記録を公刊することとしたものである。

なお、記録中、指摘されている統計等は、すべて発表当時のものである。現在の状況については司法支援センター等で公表されている統計をご確認いただきたい。また、読者の便宜を図るため、記録化するに際して小見出し等を付し、川東報告に若干の補注を付したが、これについての文責はすべて草鹿にある。

最後に当シンポジウムの開催にあたりご協力いただいた関係各位、記録の公刊についてご快諾いただいた中四国法政学会、および当日ご参加いただいたすべての関係者に厚く御礼申し上げます。

(シンポジストを代表して 草鹿晋一)

シンポジウム「日本司法支援センターの現状と課題」を開催いたします。

一 はじめに

(草鹿)

司会を承りました香川大学の草鹿と申します。よろしくお願ひいたします。まず、本日のシンポジウムの趣旨についてお話しします。

一〇月一日に全国で司法支援センターが業務を開始しました。とはいうものの、その業務内容や運営状況について、広く国民に周知されたと言える状態にはなく、一般国民からすると、なにかできたけどどんなものなのかよくわからない、というのが実情ではないかと思えます。そこで、日本司法支援センター香川地方事務所所長の川東先生からその開設状況についてご報告いただき、それについて民法法と刑事法の研究者がコメントすることで、日本司法支援センターの現状と課題を明らかにしよう、というのがこのシンポジウムの趣旨です。

以下、次のように進めさせていただきます。川東先生から、日本司法支援センターの概要については私から説明しておいてほしいとお申し出がございましたので、司会者ではございますが、まず私が日本司法支援センターの概要についてご報告い

たします。そのうえで川東先生から法テラスの運用状況、東京に置いたコールセンターの利用状況ならびに地方事務所における利用状況とその課題について、話していただける限りご紹介いただくことになっております。

次に、民法法の立場から和田先生、小田先生からコメントを頂戴し、その後刑事法の立場から田淵先生にコメントを頂戴し、その後、質疑応答いたしましたして、今後の課題を明らかにしたいと思います。

二 日本司法支援センターの概要

(一) 日本司法支援センターの設置

日本司法支援センター、愛称が法テラスですので以後そのように申しますが、法テラスについて構想されましたのは、平成一六年です。

この年に、民事、刑事を問わず、あまねく全国において法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられるような社会を実現しようという総合法律支援構想が打ち立てられまして、この構想を具体化するために総合法律支援法が制定、公布されました(平成一六年五月二六日法七三号)。

構想を具体化するためには体制の中核となる運営組織が必要である、全国どこにおいても必要な法的サービスが受けられるよ

うにするための窓口をつくろう、ということと同法に基づいて設立されたのが法テラスです。

法テラスは、最高裁判所が設立し運営に関与する独立行政法人として設置されました。東京に本部がおかれ、地方裁判所の所在地、全国に五〇ヶ所ございますけれども、それぞれに地方事務所が設置されています。地方事務所にはさらに必要に応じて支部、出張所、地域事務所が設置され、全国どこにいても利用できるようなとの配慮がなされておりあります。

このうち、地域事務所については、法律扶助と国選弁護士専門に対応する扶助・国選対応地域事務所と地方過疎地域を対象とし、いわゆる法律相談をおこなうことが認められている司法過疎地域事務所（その他の事務所では、民業（一般の弁護士事務所）への圧迫を避けるため、法律扶助事件を除き、法律相談はおこなわない。）という二種類がおかれることになっております。なお、司法過疎地域事務所がおこなう法律相談は、原則有償です。費用を払って法律相談を受けて下さいということでは、通常の弁護士事務所と同じです。

また、東京にコールセンターを設置しました。後ほどふれます法テラスの業務のうち、情報提供業務について、ちょっとした相談や照会、問い合わせ等はコールセンターで集中的に受け、その後必要においてそれを各地方事務所に振り分ける、という

役割分担を企図して設置したと聞いております。

（二）日本司法支援センターの業務

法テラスの業務は、大きく分けると五つになります。

第一が情報提供業務です。情報提供業務というのは、自分のかかえる問題（紛争）を法的に解決するためには何処を利用したらよいか、という問い合せに対して、適切な制度、機関を紹介する、制度について無料で情報提供する、というものです。これについては、主に東京のコールセンターが電話で対応するほか、各地方事務所でも実施することになっております。

二つめが民事法律扶助業務です。もともと、財団法人日本法律扶助協会がおこなっていた事業を法テラスが引き継ぐことになっておりまして、主な業務内容として次の三つがあります。すなわち、資力に乏しい者でも必要な法的サービスを受けられるようにするために、

- ① 法律相談援助・お金がなく弁護士のところに相談にいけない人に対する無料法律相談をおこなう
- ② 代理援助・訴訟をおこなう際に訴訟代理人を依頼するため費用を立て替える
- ③ 書類作成援助・訴訟関係の書類を作成するための費用（弁護士、司法書士への作成依頼費用）を立て替える

ということを実施しています。

三つめが司法過疎対策です。弁護士が一人もいない、あるいは一人しかいない、いわゆるゼロワン地域において法的サービスを提供します。これが先ほどの司法過疎地域事務所役割です。ここで実施される弁護士業務は有償で提供されることになります。

四つめが犯罪被害者支援サービスです。犯罪被害支援に精通した弁護士、及び支援団体の情報を無償で提供します。

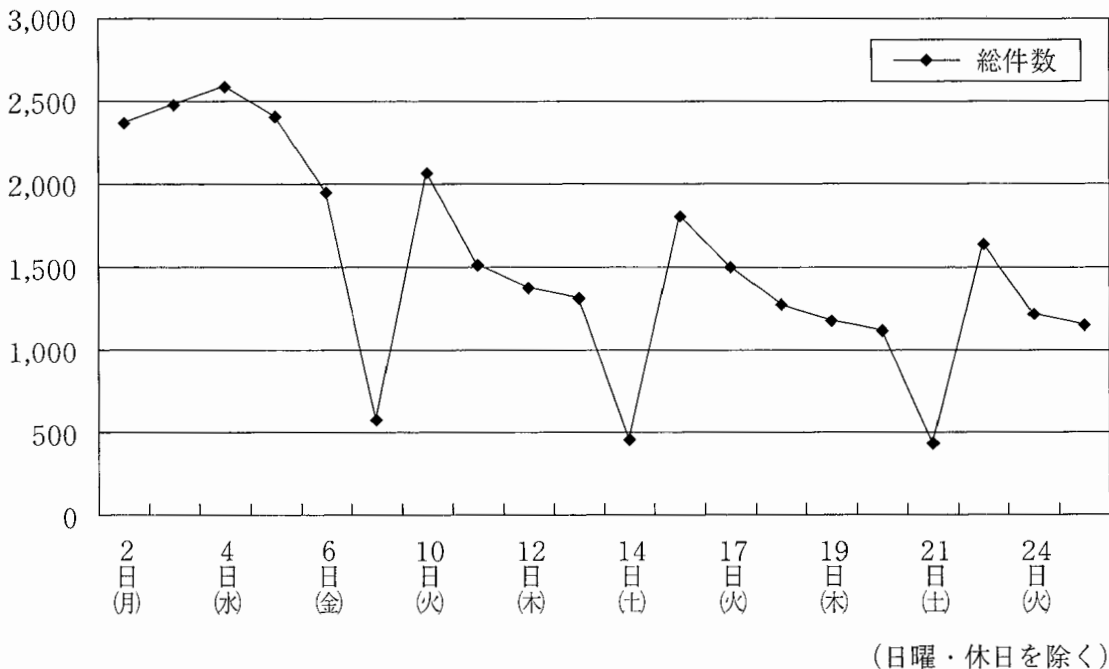
最後に国選弁護関連業務です。国選弁護人を確保し、きちつと依頼ができるような体制を整理するということが法テラスの業務とされています。

(三) コールセンターの利用状況

コールセンターの利用状況ですが、次のようになっております(グラフ「コールセンターの受電件数」参照)。

一〇月二日に業務を開始しまして、まだ一ヶ月経っていないわけですが、法テラスでは、東京のコールセンターに全国からかかってきた電話件数の内訳を毎日のようにホームページで公開しております (<http://www.houterasu.or.jp/>)。このグラフはそれをまとめたものです。当初は二、五〇〇件前後ではじまりまして、この調子でいくとパンク状態になりかねない、と

コールセンターの受電件数 (10月2日から25日まで)



いう滑り出しでした。ホームページにも「電話が集中しておりますましてかかりにくくなっております。申し訳ございませんがしばらくたってからおかけなおしく下さい。」あるいは「夜間の方が比較的空いておりますので後ほどおかけなおしく下さい。」というアナウンスをのせるぐらいでした。その後、件数がなだらかに減ってきているのがグラフを見ていただければおわかりになると思います。最近は、だいたい一、〇〇〇件ちょっとで安定してきているのかな、という状況です。

その内容ですけれども、圧倒的に多いのは金銭関係、特に金銭の借り入れに関する相談が多い。先ほど川東先生に確認しましたところ、金銭の借り入れ相談は、ほとんどがいわゆるクレサラ関係（クレジット、消費者金融）の相談であるということだそうです。その次が家族関係です。男女、夫婦の関係、相続・遺言関係の相談が多いようです（表「主な相談内容ランキング」参照）。

次にこれらの相談に対してどのような処理をしているか。情報提供として、どのような機関を紹介しているか、ということですが、この内訳数は公表されておりません。ホームページには、主な振分先として、弁護士会、法テラス地方事務所、司法書士会などがあげられていました。これらがトップ三を常に占めているという状態です。一〇月二五日に初めて法テラスが弁

主な相談内容ランキング

	10/2～10/7		10/10～10/14		10/16～10/21		合 計	
1	金銭の借り入れ	2,121	金銭の借り入れ	1,256	金銭の借り入れ	1,385	金銭の借り入れ	4,762
2	男女・夫婦	1,172	男女・夫婦	734	男女・夫婦	817	男女・夫婦	2,723
3	相続・遺言	965	相続・遺言	489	相続・遺言	555	相続・遺言	2,009
4	金銭の貸し付け	656	金銭の貸し付け	291	金銭の貸し付け	305	金銭の貸し付け	1,252
5	借地・借家	439	借地・借家	221	借地・借家	248	借地・借家	908
6	その他(生活上の取引)	234	情報提供	141	その他(生活上の取引)	169	各種裁判手続	433
7	隣接との関係	190	各種裁判手続	129	各種裁判手続	134	犯罪被害者	422
8	犯罪被害者	182	犯罪被害者	106	犯罪被害者	134	その他(生活上の取引)	403
9	各種裁判手続	170	民事法律扶助	101	隣接との関係	83	隣接との関係	365
10	子ども	141	隣接との関係	92	子ども	79	子ども	220
							情報提供	141
							民事法律扶助	101

護士会よりも先に紹介先として名前があがっていました。これは暗黙の了解だと思えますが、このようなりストでは、最初に名前があがっているところが一番振分件数が多いはずです。

法律扶助関係は各地方事務所に振り分けておりますというコメントもありましたので、地方事務所に振り分けた件数が多いということは、法律扶助関係の相談が多かったのかなというように考えるわけです。このように推測はできませんけれども、公表されたものからは正確な数字は確認できません。

以上が法テラスの概要と利用状況となります。続きましてもう少し細かい具体的な数字につきまして川東先生の方から、お話しただきたいと思えます。事前の打ち合わせで拝聴したところ、お立場上話せないことが若干あるようですけれども、話せる範囲でお願いいたします。

三 日本司法支援センター（法テラス）の運営状況について

（川東）

法テラス香川地方事務所の所長をしております川東です。話せる事と話せない事がございますけれども、運営状況について、ご紹介させていただきます。なお、ここにお示しする本部からのデータは、一〇月一四日のものです。

（一）香川事務所の運営体制

香川事務所の運営体制ですが、次のようになっております。現在の事務所スタッフは所長一名、副所長二名（一一月から三名）。所長、副所長とも弁護士です。現在三人でやっておりますけれども、国選弁護、刑事関係の対応がきついで、あと一人入ってもらおうようにしました。

事務局ですけれども、事務局長一名、裁判所から出向している方（裁判所書記官）です。正職員は三名、非常勤職員が二名の体制です。

あと情報提供の関係で窓口対応専門職員をお願いしております。これにつきましては、消費生活センターの相談員資格者二名、司法書士の先生四名、計六名の方に交代で勤務していただいております。月曜日から金曜日までの平日、九時から一二時と一三時から一六時の三時間ごとのローテーションです。この体制で始めて見ましたが、やはり六名では負担が大きいので、一月一日からは犯罪被害者支援の対応を強化するというところで、被害者支援センター香川で相談員をされている方（一名）に来ていただくことになっております。

香川事務所に勤務するスタッフ弁護士（司法支援センターから給与を得て勤務する弁護士）は、一人でございます。

事務所の場所は高松寿町です。兵庫町の商店街を出たところ

の交差点にある東横インの北隣の丸田ビル八階に事務所を設けております。

(二) コールセンターの受電状況

コールセンターの受電状況でございますが、さきほどご紹介いただきましたがHPにのっております。ここでは、カラーの資料、法テラス香川情報提供業務関連データをご覧下さい。この資料につきまして本部の方に「この資料を配ってもいいか」と問い合わせをしたのですが「ダメだ」という返事がなかったので配りました（補注…当日は配付されましたけれども、事務所の担当者の個人名等が入っており、公刊は控えてもらいたいとのことでしたので、ここには掲載しません。前掲表をご覧ください）。

見ていただきますとお分かりのように（グラフ参照）、だんだん減ってきている。当初一週間は、二、〇〇〇件を超えておりまして、色々、利用者の皆様にご迷惑をおかけいたしました。今回コールセンターにかけてもつながらない。インタビューを受けたマスコミの方からは「五回かけてもつながらない」というお話を聞かされまして、「あんたみたいなのがいるからつながらないのだ」と回答してりましたが、件数が落ち着いてきました。本当に必要な人だけがかけるようになったのではない

か、と思っております。

また、やつとつながったと思ったら「どこにお住まいですか」と聞かれ「香川県です」と答えると「じゃここにおかけ下さい」と地方事務所の電話番号を教わったという人がいらつしやいませんが、コールセンターにかけていただけますか」と言われ「さっきかけた」という、いわゆる「たらい回し」になってしまっていた、ということも当初はございました。

最近は落ち着いてきまして、たとえば法律扶助の対象となるような案件については、コールセンターで制度について簡単に説明し、それでは申し込もうかなという人がいたら地方事務所にそのまま転送します。転送された電話を受けて地方事務所でも資力条件等の審査をさせていただき、要件が合えば法律扶助制度に基づく法律相談の連絡をとるという仕組みになっております。

(三) 相談内容について

法テラスに相談にいらつしやる方が抱える問題の内訳ですが、これは断トツで金銭の借入れが多いようです。金銭の借入れというのはたぶんクレサラ問題ではないかと思えます。

香川地方事務所でも金銭の借入れが多いようです。その次が

男女関係です。ということでは相談内容については全国も地方も同じ傾向かな、と思っております。

(四) 情報提供、紹介先について

先ほどご紹介いただいたように、全国的に情報提供、振分先が多いのは、弁護士会、法テラス地方事務所、司法書士会、自治体、県、市、に集中しているようです。

香川でも同じように一位が弁護士会、二位が市役所というのが主たる紹介先になっていきます。全国に比べると司法書士会を紹介した件数が少なくなっています。司法書士会への紹介が全国より少ないのは、木曜日に司法書士が窓口で対応していますので、そこで満足されているためではないかと感じていきます。

実は、弁護士として法テラスに関与しておりますと、どうしても次の国選弁護業務に集中せざるを得ない状況がございます。その他の業務の状況について、所長としてデータをチェックする余裕はあまりありません。ここでお示ししたデータについても、非常勤職員がまとめた資料を紙ベースで見ると、細かいデータ（相談内容等）を入力する作業を日々やっております。これをまとめて見ればたちどころにわかるわけですが、所長は弁護士として国選弁護業務への対応に忙殺されて

いるので、なかなかそこまでいかないということはお理解いただきたいと思います。

(五) 国選弁護業務等について

逆に、国選弁護業務等については、その調整等、先頭に立ってやっておりますので、詳しくお話しできます。今までのところは、おおむね順調に運んでいるのではないかと思います。

全国レベルで申しますと、一〇月一六日現在、全国で発生した被疑者国選事件は三一八件、被告人国選事件は三、一一一件です。ちなみに香川地方事務所では、被疑者国選事件二件、被告人国選事件三九件です。この被疑者国選事件二件のうち一件は、第一号だったので、休日に発生しました。

休日の事務処理ですが、先ほど申しましたように、職員が六人しかおりませんので、香川事務所は休日には業務をしておりません。中国、四国、近畿エリアの休日対応については大阪地方事務所で一括してやっております。本部からの指示では、そのために次のようなことをすることになっております。

- ① 毎週木曜日までに土日に当番があたっている弁護士の名簿を提出すること
- ② 万が一の為に、所長、副所長で責任を持って緊急連絡先を特定すること

③ これを、毎週、大阪地方事務所に報告すること
このように指示されています。

香川では、規模も小さいので、そんな煩雑なことはとてもできません。そこで、次のような申し合わせにしています。

① 大阪地方事務所には関係者の携帯電話のメールアドレスを届け出ています

今のところは、所長と副所長とスタッフ弁護士五名のアドレスを大阪地方事務所に教えておきまして、高松地方裁判所から国選弁護の依頼があったときは、携帯電話に「事件が発生しましたよ、担当者は〇〇ですので連絡ください」とメールが届くようにしています。

② 三〇分経っても誰からも返信がなければ所長、副所長の緊急連絡先に電話をしてくださいと願っています

③ 緊急連絡先として都合が悪い人のリスト、その週はどうしても受けられないという人にだけ×をつけて毎週木曜日に大阪地方事務所に送っております

一〇月五日に、こういうシステムにさせてくれという申し入れを無理矢理送りつけたのです。そうしましたら、一〇月七日(土)午後三時過ぎ、裁判所の前を歩いていましたら書記官に話しかけられました。「先生、第一号発生しました。被疑者国選です」、「今から大阪に連絡しますので、翌日連絡いきます。」と

言われ(補注・午後三時以降に依頼がきたものは、翌日に担当者に連絡がいくことになっています)、慌てました。とりあえず事前に大阪地方事務所に「明朝、連絡がいきますからよろしく願います。」と連絡しました。

翌日、九時三〇分ごろメールが来ていました。「来ていました」というのは、そのとき手が離せなかったので見ていませんで、私がメールを見たのは一二時頃でした。そのときにはもう一通、一一時頃に無事終了したというメールも来ていました。知らないうちに処理が終わっていたわけです。あとで事情を聞きますと、日曜日にたまたま仕事が入っていた副所長が事務所でメールを見て、すぐに接見に行ってくださいだったので、順調に進んだということでした。

ところで、被疑者に国選弁護がついたという情報は弁護士会にも流すようになっているのですけれども、こちらの対応が休日だったので、弁護士会への連絡が火曜日の一一時頃になってしまいました。そうしましたら、火曜日の九時過ぎに、被疑者の奥さんから弁護士会に電話があり、「旦那が捕まったので当番弁護士の派遣をお願いします」と言われたのだそうです。で、当番の方が一一時に接見に行ったところ、もう国選弁護人が付いていて、お会いしていますけど、何しに来たのですか?と言われて帰ってきた、というようなことがありました(補

注・当番弁護士制度とは、国選弁護とは別に弁護士会が自主事業としておこなっているもので、本人または家族等からの申し出により、当番弁護士が被疑者に面会に行く制度。法テラス設置前から、被疑者国選制度との関係をどう整理するのか議論されてきたが、早くもその課題が露呈したことになる。

次に、一〇月二〇日(金)一六時頃、高松地方裁判所から法テラス香川に電話がありました。「今七名の勾留請求がきています。全員国選がつきそうです。明日から休みになるのでお知らせしておきます」という連絡がはりました。さっそく事務職員が副所長二名に連絡して担当することにつきご了解をいただきました。被疑者が七名ならあと五名弁護士を確保しないといけないので、一八時ごろから電話をかけまわって、四人まで連絡がとれましたが、あと一人がなかなか見つからず、仕方がないので所長自ら自分の名前を書いて大阪に送ろうとしたときに、スタッフ弁護士から連絡があり、引き受けていただけました(補注・原則として地方事務所長自らは事件を担当しないという職務分担になっている)。そこで、七人まとめて連絡先を大阪地方事務所に送りました。あとは担当副所長が対応するからよろしく願いますとあって、無事クリア、一応終わりました。一応と申しましたのは、スタッフ弁護士が少年の被疑者に付いてしまったことについては問題があるからです。スタッフ弁護

士は国選弁護と法律扶助しかできないことになっています。少年事件は家庭裁判所の管轄でして、家庭裁判所に行きますと被疑者ではなくなります。つまり事件が家裁に送致された瞬間に国選弁護は終わってしまうのです。そこから先は弁護士会(以前は法律扶助協会)の自主事業として少年付添を援助する仕組みになっています。自主事業は法律上の業務ではないので、法テラスは引き継いでいません。そうすると、法テラスに雇用されて、その業務範囲だけしかできないスタッフ弁護士は少年事件の付添はできない。それをどうすればいいのか、ということが問題になっております。

(六) 民事法律扶助について

民事法律扶助につきましては、全国実績では、一〇月一六日までに法律相談援助四、五一〇件、代理援助二、二九二件、書類作成援助一二九件がございました。香川地方事務所では法律相談援助八件、代理援助七件になっております。

法律扶助に関しましては、今まで法律扶助協会がやっていてことを引き継いでやっておりまして、形式的には所長の私が決裁にハンコをつけております。最近、気になることがあるのですが、代理援助の際に私の印を押しますよね。私が決裁印を押したその事件の中身なのですが、ひよっとすると私が顧問をし

ている会社が関わっているかもしれない。それをどうすればいいのか？

例えば破産で債務整理をおこなう際に、相手方債権者に私の名前がわかってしまうということになりますと、顧問先等との関係でいかなるものか？

ということがあるものですから、今は工夫をいたしまして、香川地方事務所所長欄には所長印を押し、書類上に私の名前を出さないようにしております。このようなやり方でいいかどうか、本部に問い合わせているところですが、これでやっていきたいなと思っております。弁護士が所長をやっていると、そういう悪い部分もあるし、また良い部分もあるということです。とりあえず以上です。

四 コメント

(草鹿)

ありがとうございます。かなり詳しく実情をお話いただいたのではないかと思います。それでは次に、コメントータの先生方にそれぞれのお立場からコメントをいただこうと思えます。まず最初に愛媛大学の和田先生に、法テラスにおける情報提供業務についてコメントをお願いします。

(和田)

(一) 法テラスにおける情報提供業務の概要

私に与えられた務めは、法テラス（日本司法支援センター）における情報提供業務に焦点をあててコメントをせよということですが、法テラスが業務を開始して一ヶ月も経っていない状況ですので、数値に基づくような分析は基本的に控えるようなスタンスで報告させていただきたいと思えます。具体的には、法テラスにおける情報提供業務をより良いものにしていくために、これから克服すべき、克服していかなければならないであろういくつかの課題についてお話をさせていただくということで務めを果たしたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

法テラスの業務は全部で五つございます。ホームページやポスター、リーフレット等の法テラスの広報媒体をみたりしますと、掲載される順番が決まっております、①情報提供業務、②民事法律扶助、③司法過疎対策、④犯罪被害者支援、⑤国選弁護というような順番で並んでおりますが、これは市民の利用頻度が高い順に掲載されているのではないかと思います。その意味で情報提供業務は最も利用頻度の高い業務だと推測されるわけです。情報提供業務は、総合法律支援法三〇条一項一号によれば、(イ)裁判その他の法による紛争の解決のための制度の

利用に資する情報や、(ロ)弁護士、弁護士法人及び隣接法律職者の業務並びに弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体の活動に関する情報を提供するサービスであります。

法テラスは、そもそも市民、国民の法アクセスを容易なものとすることを理念に創設された制度、機関ですから、このような法テラスの制度趣旨に鑑みれば(総合法律支援法一条を参照されたい)、この情報提供業務はまさに法テラスの根幹とみなすべき業務ではないかと思えます。具体的な情報提供業務の流れについては、先ほど草鹿先生から説明があったとおりですが、全国統一窓口としてのコールセンターでの情報提供と各地方事務所における情報提供との二段構造で対応するスキームが構築されていることが特徴的です。つまり、各地域の特性については地方事務所しか知らないような情報もあるかもしれませんが、そのような場合には、コールセンターは地方事務所に照会するというようなシステムになっております。

コールセンターでの受電件数は、金銭の借り入れ、男女・夫婦関係、相続、金銭の貸し付けが問い合わせの多い類型になっております(法テラス・コールセンターの受電状況については、法テラスHP http://www.houterasu.or.jp/q_acc_jyuden.html からその統計情報入手することができます。なお、ここまでの各月の受電件数は、一〇月が三五、三〇四件、十一月が

二三、四〇三件、十二月が一七、一八二件となっている。)

(二) 情報提供業務の意義

法テラスにおける情報提供業務は、さきほど申し上げたように法テラス業務の根幹をなす業務ですから、この情報提供業務の意義は、すなわち法テラスの意義であり、情報提供業務への評価は、法テラスへの評価に直結すると考えることができると思われまます。さらには、これらは、制度設営者からの視点ではなく、利用者の視点からの意義付けと分析・評価がなされることが重要です。法テラスの意義はどこにあるのだろうかと考えれば、このことは明示的です。

さて、この情報提供業務の意義については、次の二つの言葉に要約できるのではないかと思います。

まず第一は、市民がトラブルや悩み事を抱えたときに、最初に足を運ぶ場所、いわゆる「駆け込み寺」としての法テラスとしての機能を十分に果たしているのかという点、そして、第二は、その駆け込み寺において、市民の後の行動選択についての助言が適切になされているのか、要するに「道先案内人の法テラス」としての機能を十分に果たしているのかという点から評価されることになるのだらうと思われまます。言い換えれば、この二つを兼ね備えて初めて適切な情報提供業務を果たし

情報提供業務にみる法テラス創設の意義

- 「駆け込み寺」としての法テラス
- 「道先案内人」としての法テラス

「とりあえずの行動指針」が明確になったこと



うるのではないかと思われるのです。

第一の点については、少なくとも法テラスを開始させるまでは、困り事、悩み事、トラブルを抱えた時に何処に行ったらよいかわからないという市民が大半だったわけですね。何となくは、弁護士、司法書士、市役所に行けばよいというイメージはあるのだけでも、弁護士となると敷居が高くて、法律事務所を訪ねづらい、市役所に行ってもそれは市役所の仕事ではないのだからと窓口の人に嫌な顔をされるかもしれないというような懸念から、法へのアクセスが遠のくというのが、一般市民の感覚ではないかと思うのです。もしくは、そもそも、それが法的な問題なのかどうか、弁護士のところに行くべきなのかどうかもわからない、誰に相談したら良いのかもわからないという状況に陥っている市民も私たち法律家が想像している以上に多いのではないかと思います。

法テラスへの問い合わせとしても件数が非常に多い類型であるクレサラ問題の場合を例にお話ししたいと思います。ある債務者が、例えば夜討ち朝駆けの取り立てといったような違法な取り立てを貸金業者から受けているような場合、その債務者としては、何となくは弁護士、司法書士、警察に行けば良いということとは、理解していると思うのです。ただ、彼らとしては、警察に行ったら「弁護士さん（あるいは司法書士さん）の所に

行ってください」「他方で弁護士のところに行ったら「警察に行ってください」と言われてしまうのではないか、あるいは自分が借金していることそれ自体を怒られるのではないかということに危惧して、それらの機関への足が遠のくのですよね。私たち法律家はあまりそういう事を意識しないのかもしれないませんが、一般的な市民はそういうことを意識するのだという認識は、法テラス業務を考える上で大切なことではないかと思いません。特に一般的な多重債務者は、精神的にもかなり極限状況に追い込まれており、冷静な、合理的な判断ができない状況に陥っていますし、紛争を抱えた市民にも同じような傾向があるのではないかと思えます。こういった本当の意味での市民の感覚を無視して業務をおこなうと、そもそも駆け込み寺にすらならないという状況に陥ってしまうかもしれません。

ところで、クレサラのような問題については、相談を受けられる窓口が比較的多いのではないかと思えますが、その多くの窓口の中で整理が付かない、優先順位がつけられないという市民への対応が、「道先案内人としての情報提供業務の意義」です。市民の目からみると、法テラスもこれらの窓口のうちの一つであるわけですから、窓口機関や専門家（団体）が情報を整理することなく、窓口を統一することなく、「私たちが相談にのりますよ」、「悩み事があつたら来てくださいよ」と言ってみ

たところで、その声が市民には十分に伝わってこなかったのだという反省を踏まえておかないと、多々耳にするような「たらい回し先が一つ増えただけ」という皮肉が現実のものになってしまうのかもしれない。法テラスは市民の法アクセスに資するために設けられた制度であって、情報提供業務はその根幹業務なので、法テラスで情報提供さえすれば、市民の法アクセスは即座に改善する、市民は積極的に法にアクセスすると決め付けておくのは、かなり楽観的で危険かなと思います。

私自身は、法アクセスの現状を改善しようというのであれば、単に窓口数や専門家の数を増やせばよい、新規の窓口を設置すればよいというのではなくて、もう少し広く、それぞれの地域ごとの、あるいは全国規模でのパッケージの問題として対応するべきではないかと思っておりますが、この点については、最後に改めてお話しさせていただきます。

ただ、何はともあれ、法テラスができたことによつて、まずは法テラスへというルートが一つできたことは法知識を持つていない一般市民にとつては大きな意味を持っているのではないかと考えております。その意味では、法テラスが創設されて法アクセスが改善されるのではないかと多少は明るい未来が見えてくるわけですが、今のこの時期に大切なことは、「作つたから終わり」ではなくて、法テラスが本来の意義や目的を果

たすだけの機関足り得ているのかという検証を怠ってはなりません。

しかしながら、まだ業務を開始してから一ヶ月と経っていない段階ですから、この場で実際に検証をすることは適当ではないと思いますので、この後は、法テラスが情報提供業務を行う中で予想される幾つかの問題点と、それらを克服するために必要だと思われるいくつかの視点について述べさせていただきます。

(三) 情報提供業務が抱える課題

まず第一に問題になるのが、たらい回しの問題になります。正確に言えば、先にも少しばかり申しましたが、「法テラス」というと「たらい回し先」が「一ヶ所増えるだけ」ではないか？ というような批判が割と多くの研究者からも挙がっているわけですので、この批判に対して情報提供業務がどのように対応していくべきか、ということです。

たとえば、先ほども引き合いにだしましたが、クレサラ問題を例に挙げますが、クレサラ問題を抱えている市民が法テラスを訪ねた場合には、たとえば、弁護士会、司法書士会、日本クレジットカウンセリング協会等の専門の機関に紹介することが一般的な回答なのではないかと思えます。実際にも、一番多い

紹介先は、弁護士会であるわけですね。そこでその市民が弁護士会を訪ねてみたところ、「あなたの案件では、クレジットカウンセリング協会でカウンセリングを受けることをお勧めします」、「うちでは扱えませんので他の機関に行ってください」とか、クレジットカウンセリング協会に行っても、クレジットカウンセリング協会は実際のカウンセリングまで割と時間がかかりますので、「対応をお急ぎなら弁護士会で弁護士さんを紹介してもらってください」というようなことになり、結局は弁護士会に帰ってくるということは、現実にも起こり得ると思うのです。他方では、利用者としては、法テラスで紹介される窓口に行ったらそれで問題が解決すると思っている、あるいは信じている市民の方が圧倒的に多いのも事実だと思うわけです。このような現実と期待との狭間のなかで、全国統一のコールセンターでの対応による情報提供という手法で、どこまできめ細やかな情報を提供することができるのか、というところかなり困難なのではないかと思うのです。

別の問題としては、法テラスが誤った窓口を紹介した。要するに、振り分け先が適切ではないという問題です。隣の土地との境界についての問題を抱えた市民が法テラスを訪れて相談をした場合を例に考えてみたいと思います。この場合には、大別すれば五つの対処方法が考えられると思えます。すなわち、①

法務局の登記簿備付地図で登記の線を確認する（登記の線が誤っている場合等には地図訂正の手続等をする）、②法務局に筆界特定手続の申請を検討する（境界確定訴訟の提起でもよい）、以上二つは、登記の問題に対する対応策です。ただ、これが隣地との境界に位置するブロック塀の位置が間違っているということになると、多少話が変わってきます。この場合には、③民事調停制度の利用、④境界確定訴訟・所有権確認訴訟の提起、⑤民間ADR機関の利用といった選択肢が追加されることになると思います。これを前提とすれば、振り分け先としては、①弁護士会、②土地家屋調査士会、③法務局が挙げられると思うのですが、このうち法務局については、この土地境界問題がもつばら所有権に関する問題であるときには、誤った振り分け先ということになります。他方で、登記の問題が中心であるような場合には、まずは法務局に振り分けることを念頭におくべきでしょう。結局のところ、このように市民が持ち込んだ個々の具体的な事案についてかなり詳しく話を聴かないと適切な振り分けができないという場合が、実際の業務の中では決して少なくないと思うのですが、今のコールセンターのオペレーターによる情報提供で、そこまでのことができるのかと言われると正直かなり難しいのではないかと印象を持っています。結局のところ、振り分けの問題も、振り分け先と具体的な事案と

のミスマッチの問題も、オペレーターが利用者の抱える事案について、時間をかけて詳細に話を聴いた上で、利用者の真のニーズを的確に把握した上で振り分け先を決めていくということですが、解決できないような問題なのではないかと思っています。

要するに、違法な取り立てだけを止めてもらいたい問題と、さらに一歩踏み込んで債務整理をしたいという問題では振り分け先が違ってくるわけです。隣地との境界の問題にしても、ブロック塀の位置が問題なのか、登記簿の記載事項の問題なのかによって振り分け先が違ってくるというのは当然のことなのです。紛争や悩み事の実相よりもさらに上の分類、つまり、借金、貸金、土地境界という大きいカテゴリで振り分けをして、ひとまず弁護士会を紹介する、土地家屋調査士会を紹介する、司法書士会を紹介するというようなスクリーンの仕方は、利用者が法テラスの情報提供業務に期待している業務内容とは違うのではないかと思えてならないのです。

（四）課題への対応のあり方

では、これらの問題に対して、具体的にどのように対応していったらよいのでしょうか。対応のあり方のポイントは、以下の四点だと思えます。

課題への対応の基本

- 利用者のニーズをどこまで深く探れるか？
- 事案類型ごとの振り分け先について、どこまで精通できるか？
- 地域ごとの紹介先機関について、どこまで精通できるか？
- 振り分け先での対応についての情報をどこまでフィードバックできるか？
- 一方通行ではなく、双方向の関係を構築できるか？

① 利用者のニーズをどこまで深く探れるか？

まず、第一は、先ほども申し上げたことですが、利用者のニーズ（つまりその問題について利用者がどのような処理・対応を希望しているのかということ）を、的確に把握しなければならぬということです。基本は利用者の話を丁寧に聴く、深く聴くということに他ならないと思いますが、対面での対応となる地方事務所の窓口でもかく、コールセンターで利用者の話をどこまで丁寧に聴くことができるのかということは、情報提供業務が抱えるあらゆる問題の根底に横たわる重大な問題なのではないかと思えます。

② 事案類型ごとの振り分け先について、どこまで精通できるか？

第二のポイント以降は、具体的な振り分け先に関する事柄です。例えば、クレサラ問題等では、類似の相談窓口が多数存在しています。また、同じ団体・法人であっても複数の相談窓口を用意しているようなところも存在します。法テラスでは、それぞれの類似機関の細かな相違にも注意をして——特にこの点でコールセンターと地方事務所との連携が重要になります——適切に利用者を導かなければなりません。

③ 地域ごとの紹介先機関について、どこまで精通できるか？
第三は、先の点に関連しますが、各地域ごとの紹介先につい

て、どこまで細かく把握できるのかということ。実際にどこまでの窓口がデータベースに登録されているのかはわかりませんが、松山でも法律相談を受け付けている窓口が四〇箇所ほどあります。特に地方事務所窓口の担当者は、これらの情報についてデータベースの域を超えて精通している必要があると思われるのですが、その実態を調査することはかなり大変な苦勞が必要だろうと思います。また来年の四月にはADR法（※平成一九年四月）が施行されることから、今後より多くのADR機関が乱立する可能性もございます。そのような状況下で法テラスがどのように対応していくのかということは、間近に迫った一つの課題だと思います。

④ 振り分け先での対応についての情報をどこまでフィードバックできるか？

最後のポイントは、振り分けにミスマッチが生じた場合の事後的なフォローアップについてです。

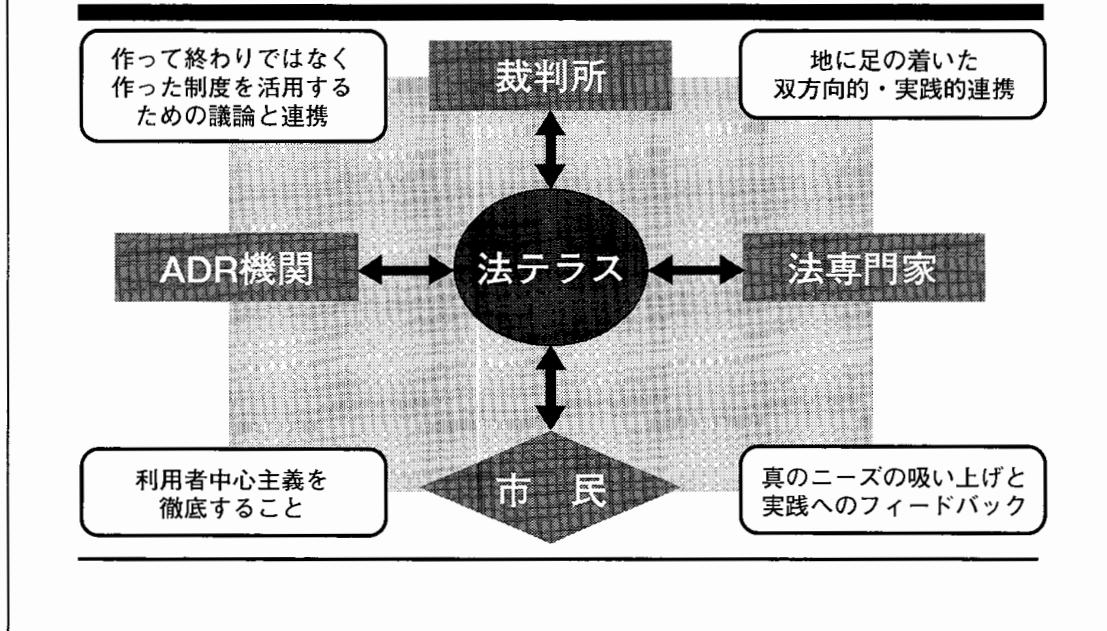
先日、あるADR機関の方から、このような質問を受けました。すなわち、「相談にきた市民の方から話を聞いていると、どうも自分たちのADR機関では扱えないケースだということがわかったので、その相談者に対して次に何処に行ったらよいか教えてあげたい。しかし、自分はその振り分け先についての知識を持っていないので法テラスに行つて適切な機関を教えて

もらうように」と勧めて良いかと尋ねられました。そこで、私は、「おそらく相談者に法テラスに行つたらどうですかと勧めて法テラスに行つてもらっても、たぶんまたここに戻つて来ますよ」と答えさせていただきました。要するに、一旦出てきたはずの機関にまた戻りなさいと法テラスが振り分けしてしまう可能性がありますから、その振り分け先機関から法テラスに戻つてきた事案について、どのような対応をしたのかということとを的確に、時機に後れずにフィードバックできるだけの体制を適切に作つておくべきだと思うのです。おそらくは、既にそういう体制が構築されているとは思いますが、その体制をより強固なものに、すなわち、地域の各種機関・各種窓口との連携を今まで以上にずっと密接なものにしていかねばならないと思います。言い換えれば、法テラスからの振り分けは、一方通行のものではなく、各種窓口と双方向的に考えておかねばならないということです。

(五) 地域全体の媒介者としての法テラス

結局のところ、法テラスが情報提供業務の中で果たさなければならぬ役割というのは、単なる情報のデータベースという役割にとどまるのではなく、その地域全体の法アクセスについて媒介者としての役割までを担わなければならないのではない

地域全体の「媒介者」としての法テラス



かと思っています。すなわち、市民と法専門家、市民と法機関、法専門家と法機関、さらには法専門家と法専門家とを媒介する、橋渡しするという役割なのだと思うのです。この文脈での媒介は、決して一方通行であってはならず、必ず双方向でなければならぬのだと思います。言い換えれば、地域全体の法律機関、法専門家のトータルコーディネートをするのが法テラスであるべきだということになるのではないかと思います。その意味では、—— 繰り返しになりますが—— 法テラスは作って終わりではないわけで、作った制度をこれから活用するための議論とその為の連携を地に足の着いた形で図っていくことが大切です。その上で、利用者中心主義を徹底しなければなりません。すなわち、利用者の声や、利用者のニーズを吸い上げる為のフィードバックがはかれるだけの体制を、—— むろん、今でもそれらをかなり意識して情報提供業務を行ってきていると思いますが——、より一層意識して行って行かなければ、「まずは法テラスへ」という意識を市民にもってもらうことは不可能なのではないかと思っています。与えられた時間も若干超過していますので、私の方からは以上とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

(草鹿)

ありがとうございます。それでは次に岡山大学の小田先生
にお願いします。小田先生には、精通弁護士を紹介制度やスタッ
フ弁護士の問題についてコメントをお願いしたいと思います
が、情報提供業務についても何かございましたらどうぞ。

(小田)

(一) 情報提供先の振り分けについて

まず、情報提供業務における振り分けについてなんですが、
同種のサービスが複数存在する場合にどのようなサービス・機
関をどのような基準で紹介するのかということ、岡山の法テ
ラス準備会にお尋ねしたのですが、どうも明快な答えは得られ
ませんでした。なかなか説明が難しいというか、そこは説明で
きるかたちになってないのだろうと思います。一つの問題につ
いて複数の相談機関があったらどうするか？ 労働紛争解決を
例に考えてみますと、雇用条件をめぐる労使間のトラブル相談
があった場合、まず考えられるのは①厚生労働省が各地におい
ている労働基準監督署、労働局や②県の労政事務所、労働委員
会があります、それから③裁判所、裁判所を利用する場合は民
事調停、労働審判、少額訴訟、通常訴訟が考えられます。裁判
所では最近、労働審判制度が新しく始まったわけですから

も、コールセンターで各地裁における労働審判制度の運用の実
情を充分把握して案内できるのかというと、それはかなり困難
と思われれます。裁判所のHPの説明によりますと三回ぐらいで
審理が終わり、スピーディーに解決できるとうたわれていま
す。二月に京都大学で行われた労働審判に関するシンポジウム
で、大阪地裁の労働事件を担当されている裁判官の方は、労働
紛争を新たに掘り起こし、それを労働審判に取り込んでやって
いくということではなく、従来から裁判所にきているような事
件のなかで、訴訟にするよりも労働審判で処理した方が早く解
決できるというものを扱っていきたいという趣旨のことをいわ
れていました。ということは、実際に労働審判で扱うことが適
当な類型はかなり限られることになるのですが、そのような情
報がコールセンターの担当者まで伝わっているのだろうかとい
うことを疑問に思うわけです。それから次に④民間機関などに
よるADRサービスがご紹介します。弁護士会、司法書士会、社
労士会等でそれぞれ労働紛争を扱っていますが、その違いは分
かりにくいと思います。このような機関を訪ねるよりも直接⑤
個々の弁護士にもって行った方がいいという案件もありますけ
れども、こういうことをコールセンターの電話で説明できるか
どうかということが大きな疑問としてございます。

案内先を決定する際に選定の要素として何を考えるかという

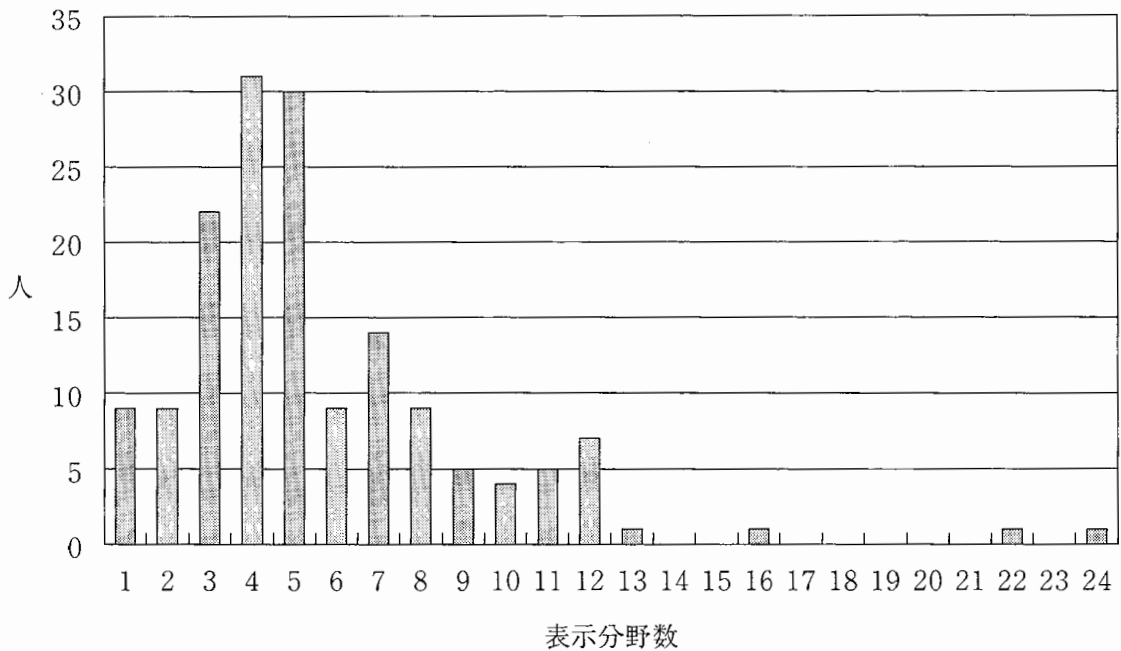
ことですが、利用者からみれば、以下のような諸問題が気にかかる場所です。すなわち、費用の問題（有償か無償か）、期間の問題（解決までに要する時間がどれくらいか）、場所の問題（相談場所は便利な所、公共交通機関で容易にアクセスできるところにあるか）、認証の問題（ADRの場合、ADR法による認証制度が始まりますので、認証をうけた機関なのか否か）、取扱実績の問題（どれぐらいの相談が、どんなふうに処理されているのか、解決されているのか）というようなことが気になるでしょう。このような情報を電話ではたしてうまく伝えられるかという疑問がございます。

(二) 精通弁護士紹介制度について

次に、精通弁護士紹介制度がもたらすものについて考えていきたいと思えます。精通弁護士紹介制度は、現在の総合法律支援法（三〇条一項五号）では犯罪被害者支援に役立てるものとして設けられているのですが、要は、特定分野に精通した専門職を求める声に応える制度の導入をしたということで、一般市民に向けて専門弁護士を紹介するのは公的制度としては最初ではないかと思えます。これから法曹人口がかなり多くなってくるなかで、市民に専門弁護士の存在を認知してもらい、弁護士の専門化をすすめるきっかけになるでしょう。

精通弁護士紹介制度がもたらすもの
 (参考) 弁護士による取扱分野の表示

取扱分野表示数（岡山弁護士会）N=158



ここで一つ例として岡山の状況をお話ししたいと思います。

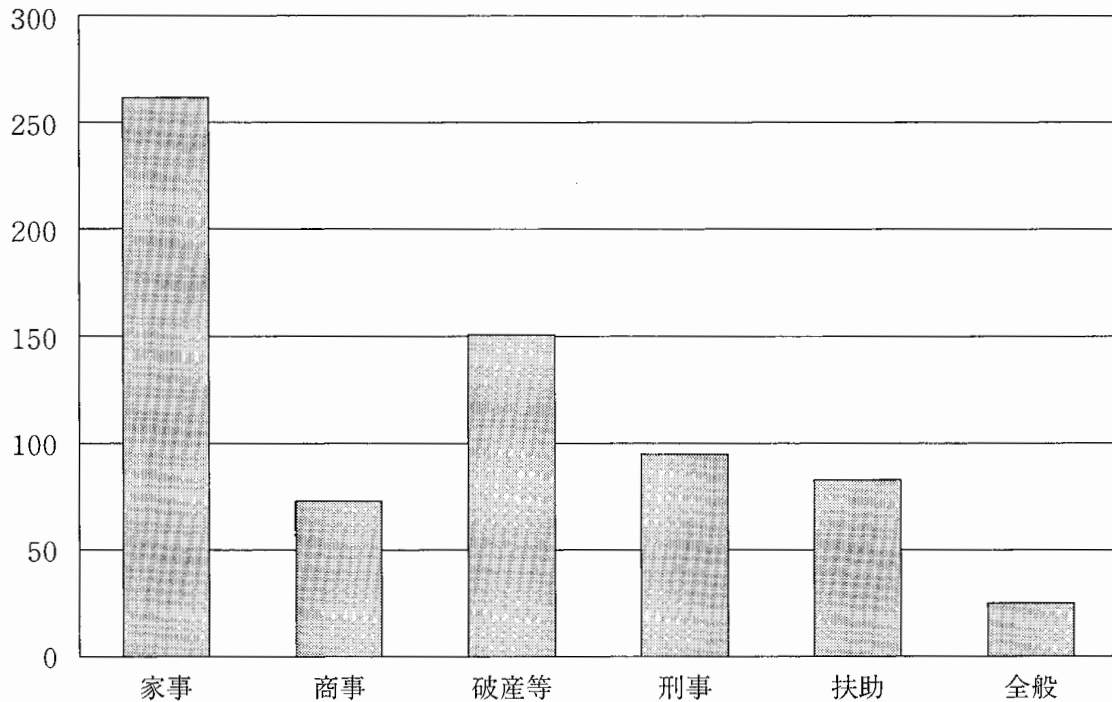
岡山では一〇年前ぐらいから「弁護士マップ」という利用者向けの資料を作成し弁護士会HPなどで公開してきましたが、その中に取扱分野の表示がごさいます。そこで各弁護士が自分の欄で取扱分野をいくつ掲げているかというのを整理してみました。調査時点における弁護士の総数は二〇八名です。そのうち、五〇名は取扱分野を全く表示していないか、あるいは全般として表示しています。取扱分野の件数としては四件示している方が最も多くなっています。四件が二名、次に五件が三〇名でした。最も多く表示している方は、お一方ですが二四の取扱分野を表示しています。

次に、表示している分野のなかでどういう分野が多いかを見てみます。家事（離婚、相続含む）が二六二名、商事七三名、破産一五一名、刑事九五名、少年一六名、扶助八三名となっています。全般と表示していた方は二五名でした。

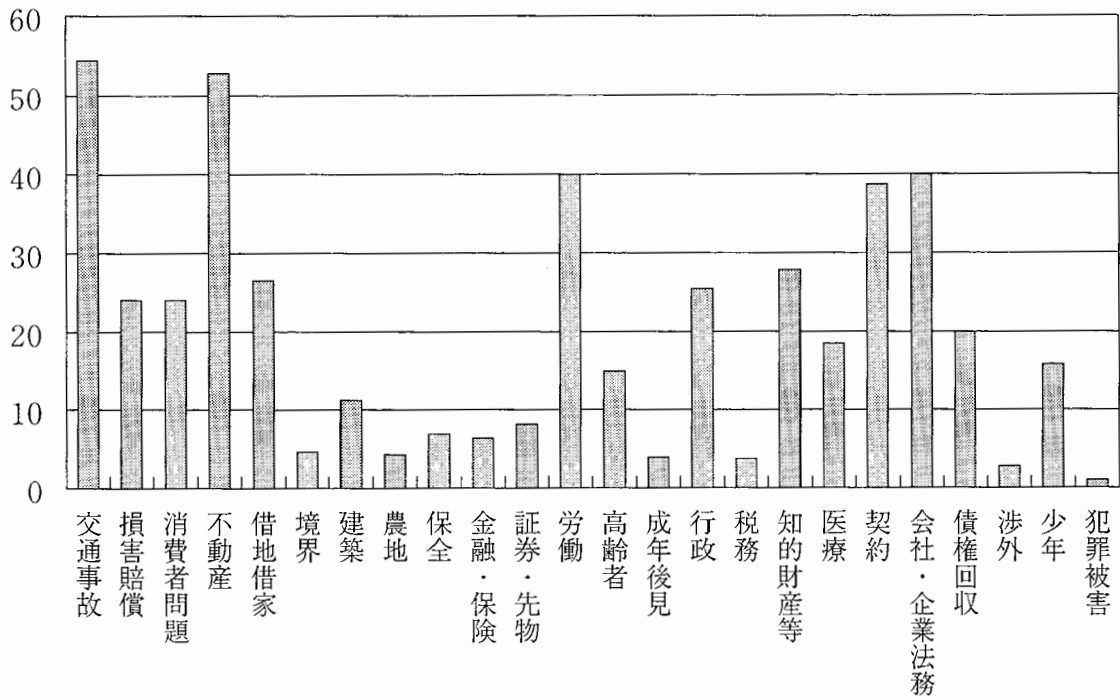
民事、刑事の中で細分化して見ると、比較的多いのは交通事故、不動産、労働、行政、知的財産、契約、会社・企業法務、債権回収です。犯罪被害支援の分野は一名のみです。岡山でこの分野に積極的に取り組んでいる弁護士さんはいらっしゃいますが、これを取扱分野としてあげていたのが一名のみでした。以上とは逆に、取り扱わない業務を明記している例もあり

精通弁護士紹介制度がもたらすもの

分野別表示数



分野別表示数（細目）



ます。渉外が一番多く五名、そのほか、海事、航空、税金、外国人保護、境界、暴力団関係、民暴、先物取引、消費者破産などが、各一、二名でしたけれどもありました。弁護士を紹介する際は、たらい回しを予防する為に弁護士だけではなく各機関・サービスにおいても取扱除外分野を明確にしておくことには意味があると思います。問題点としては、先ほどの精通弁護士の選定基準ですね。これは、法テラスによる選定がよいのか、それとも弁護士会での選定がよいのか、あるいは直接自薦に依拠した選定でよいかということで議論があったようです。結局これは中間の形になったようです。ただ、その場合自身が重要でして弁護士会で精通弁護士を選ぶ際にどうやって選んでいるのかというと、小職が知る限りでは自薦による選定方法をとっているところが多い。「私がこの分野をやります」といって手を挙げる人がリストにあがって、法テラスでは精通弁護士として登場することになります。利用者は当然、その世界に詳しいプロだと思って相談したり手続を委ねたりすることになるわけですけれども、制度上専門性を担保する仕組みにはなっていません。医療分野では専門医の認定制度が学会等で問題になっておりますけれども、今後リーガルサービスの分野でもやっつけなければならぬことだと思います。ただ、精通弁護士紹介制度は今回初めて導入されるのですから、否定的に評価してし

まうのではなくて、積極的な姿勢をもつ弁護士、専門性を有する弁護士について専門性を磨きサービス精神を高める契機となる制度として評価すべきだろうと思います。今後、弁護士会で精通弁護士と認定する為の客観的基準の導入、研修による専門家の養成をしていく必要があるだろうと思います。

(三) スタッフ弁護士制度について

最後に、スタッフ弁護士制度です。ここでは、スタッフ弁護士の機能をどう位置づけるかという問題がございます。スタッフ弁護士については高度な経験とスキルを有する弁護士の配置が望まれるわけですが、実際には若い、十分な長期の経験のない弁護士の配置が予定されている、あるいは配置しているということですが。実際には法テラスの地方事務所長や他のベテランの弁護士等がサポートする体制が十分でないスタッフ弁護士制度は本来意図されたような形で機能しないかもしれません。スタッフ弁護士業務というのは、将来これがどんどん拡大していくと法テラス以外の弁護士業務（一般の法律事務所）との競合・摩擦に発展するおそれがあります。現在でも、都市型公設事務所についての批判があるようです。岡山では全国的にも地方都市として早い取組みで都市型公設事務所が設けられています。しかし、公設事務所が通常の事務所にくる事件を取っ

ているのではないかという批判が生じているようです。そういうことが、法テラスのスタッフ弁護士業務が拡大すると起こってくる可能性があるでしょう。

(四) 定期的な評価とフィードバックの仕組みを

最後に、法テラスをうまく活用していくためには、定期的な評価とフィードバックが必要なんだろうと思います。総合法律支援法では、日本司法支援センター評価委員会というものが置かれていて評価の仕組みが用意されています。しかし、地方事務所レベルでの、あるいは地方事務所独自の評価を実施して利用者（潜在的な利用者である地域住民等）に開示することが必要でしょう。その為には実際に利用した人の評価や中立性の高い外部団体等による第三者評価を導入することが求められます。医療評価機構の基準による病院評価の仕組みが一つの参考になるように思われます。いずれにしても今後は法テラスの有効な活用方法を探究していくべきです。しかし、多くのリーガルサービスが法テラスに委ねるのは現実的ではありませんし、限られた資源で運営されることからいっても無理があると思います。法テラスを中心にしてすべてを処理する仕組みというののも一つの考え方としてはあり得るでしょうけれども、分散処理の仕組みを導入していくほうがよいでしょう。法テラスができた後

についての最悪のシナリオを敢えて述べるならば、法律相談や事件処理のたらい回しの先や天下り先が一つ増えただけと評価されてしまうことです。ぜひともそういうふうにはしない努力が必要だと思えます。法律家の人材養成に携わる法科大学院関係者も含め、関係者は法テラスという新たな制度を有効に活用していく努力をする必要があると思えます。

(草鹿)

ありがとうございます。それでは田淵先生に刑事法の立場から、国選弁護等についてお話しただきたいと思えます。

(田淵)

法テラスが今後どういう形になっていったらよいか？ 国選弁護制度がどうなっていくかについて話させていただけます。

(一) 国選弁護人制度の拡充について

まず、国選弁護人制度は被告人だけだったのが、被疑者にも対象がひろがり、それにあわせて法テラスが迅速、確実に国選弁護人を確保する役割を担うということです。

国選弁護人契約ですけれども、日弁連のとりまとめたものを

見ると、必要数の確保は二〇〇九年対応問題が深刻な問題です。二〇〇六年はたいした数字ではないのですが、例えば岡山、津山支部では想定事件数は二〇〇九年には一人あたり一〇〇件の予想になっている。当然、対応できない状況にある。そのために必要な弁護士を増やしていくことになりましたけれども、契約するのは法テラスがおこなうわけですが、国選弁護人でもそうなんです、一つのルールとしてはできるだけ多くの弁護士に登録してもらう必要があります。被告人の、特に被疑者段階から弁護人になれるのは弁護士しかいないから、弁護士がその役割をしなかつたら被疑者国選を辞めましょうかと当然なるわけです。弁護士になった以上は登録をすることがひとつの責務だと思えます。ただそれだけではなく、二〇〇九年に向けては裁判員制度が始まるわけですが、これまでの国選弁護みたいな感覚で引き受けていたのでは対応できないと思います。ですから、経験豊富な刑事弁護人の確保をしていかないとけない。さらに、名簿のつくりかたが問題になってくるわけですが、一般の被疑者国選弁護、被告人国選等事件の種類に応じて名簿を作り分けていく必要があるのではないかと。現在は、当番弁護士等の名簿作りが進んでいるわけですが、弁護士会の中には少年事件の付添人名簿についても、つくっているところがあるみたいです。また、裁判員制度対象の事件に対応す

る名簿とそれに登録できる弁護士の名簿を作っていくべきではないかと思えます。その際、刑事弁護の経験、何年間で何事件を扱ったかというような要件を登録していくべきではないか。そういうふうにしなないと裁判員制度がうまくいかないのではないかと思えます。

(二) 支部対応、遠隔地対策について

次ですけれども、支部対応、遠隔地対策については、例えば、香川県丸亀支部を見ますと二〇〇九年の想定では一人あたり二四件ですけれども、名簿に名前がのっていても実際はやらないという方がけっこういらっしゃるので、そうすると対応できないわけです。名簿にのっていても都合が悪いといえは断れるわけですが、いやだという方にやってもらうのは問題が大きくなるので、せめて名簿には名前をのせてもらい、後は本人の判断に任せてきたと思うのです。そこで、当面は名簿の数を増やすということが必要ではないかと思えます。その際、支部の体制については応援しないといけない。往復一〇〇キロ超えますと経費がつかますが、超えないと何も支払えないという。高知県なんかは東西に広がりますが、高知市内に弁護士が集中しているわけですけど過疎地に公設法律事務所を開設しています。あと地方事務所が須崎にあります、そういうかたちをつくって

く必要があると思えます。

(三) 休日対応について

休日対応については、時間の関係でとばします。休日に対応する弁護士が特定されている場合は事前に連絡先をセンターに連絡する。休日に対応する弁護士が特定されていない場合は、休日に弁護士会に職員が出勤している場合は弁護士会を通じて候補者に連絡する。休日に弁護士会に職員が出勤していない場合は留守電にして休日明けに対応する。私選弁護士選任申出が続が先行する場合、選任までに一週間以上待たされる可能性がある。被疑者国選は迅速にやらないと終わってしまう。

(四) スタッフ弁護士の待遇について

待遇、弁護士報酬、スタッフの待遇ですけれども、スタッフの内容と一般契約の報酬だと問題が違ってくるわけです。弁護士登録後一〇年間は同期の裁判官と同程度の収入を保障するとありますが、この前、須崎では非常に低額なので人前では話せませんと言っていました。スタッフ弁護士の質をあげようと思ったなら任期をつけないほうがいいと思います。経験をいかして仕事をしたいんですよというようにすれば、結構、給料は安いけれどもやろうかなという人がでてくると思います。オー

ストラリアのパブリックディフェンダーの調査ではそういう話でした。これが三年で代わってくださいといわれたら誰もやりたがらない。だから、お金で補えない分、任期を長くして、長期雇用することが優秀なスタッフ確保につながるのではないかと思います。

(五) 国選弁護士報酬について

一般契約の方は、今回、報酬基準が明確化し、前進した点があります。例えば、謄写費は全額支給。一枚二〇円換算ですけれども、今までどんぶり勘定でしたから大きな進歩なわけです。遠隔地に行った時には特別出張費、旅費が支払われます。基準値をつくって、それを超えれば支払われるということですが。このように基準が明確化したということです。報酬額については低いままで。特に、成果報酬において、私選に比べ低いです。なぜ成果報酬がつかないかというと、事件に当たりは兼ねます。なぜ成果報酬がつかないかというと、事件に当たりは兼ねがあるからと言われています。頑張らなくても成果がでるかもしれないし、どんなに頑張っても成果がでない事があります。ですから不公平ではないかというわけです。ただ、特別なもので加算が認められている事件があります。例えば、被疑者の段階で勾留取消請求が認められるとプラス五万円、そういう特別加算が認められている。それと成果報酬との違いを考えてみます

た。被疑者に弁護士がついて頑張って取消請求した場合、勝てばプラス五万円付きます。示談の場合は三万円、保険で支払われたらダメですけれども。成果報酬とどこが違うか理屈をつけると、勾留取消等は弁護士が申し立てて自分で勝ち取るわけですが、起訴猶予とか無罪、執行猶予とかは警察官と裁判官がやっていることだから、弁護人のおかげでこうなったという発想が根本的にないのだろうと思います。

(六) 少年事件への対応について

最後に、少年の問題について支援法で法テラスの業務にされていない問題ですけれども、いくつかあるわけです。被疑者団体少年事件で国選弁護士について家裁に送られた。家裁では法テラスの業務ではない。一般契約弁護士は自分でやればいいが、スタッフ弁護士が引き受けたらどうか。法テラスの業務としてはできない。スタッフ弁護士は法テラスと雇用契約をしているが、契約の中に他の業務を一切してはいけないという契約をしなければいいじゃないか、つまりアルバイトをしてもいいことにすればスタッフ弁護士が個人としてやればいい、そうでないとおかしな事になります。成人の場合は公訴提起後も事件を継承していける制度になっています。ところが、少年の場合は家裁に送致されたら付けないので、別の人に依頼してく

ださいというのは明らかにおかしい。こういうことをする為に、被疑者国選弁護士制度をつくるというのは考えられないから、法テラスがスタッフ弁護士との契約の際、個人で受任することを認めればいいのではないかと思います。

(草鹿)

ありがとうございます。会場からもご質問等ございましたが、いまのコメントについて川東先生にかございますか？

(川東)

(一) 日弁連の自主事業、特に少年事件付添について

コメントにもありましたが、日弁連、あるいは法律扶助協会がやっていた事業の中で、司法支援センターが引き取らなかつた業務があるんですね。いわゆる自主事業といわれているものなのですが、たとえば田淵先生からご指摘のあった少年付添制度などがあります。やはりそれでは都合が悪いので、いまのところ、日弁連がお金を出して業務を法テラスに委託する、という仕組みを考えております。日弁連から事業を委託することによって問題が解消していくということです。来年度、四月一日からは日弁連が一括して法テラスに委託しようと考えているようです。

香川地方事務所のスタッフ弁護士からは、現在のままでも少年被疑者事件がセンターにきて、自分が担当する必要がある場合には、有給休暇をとってでもやりましょう、と言ってくれています。

(二) 経費負担について

経費については、たとえば謄写費については二〇〇枚以上謄写した場合だけ出します。弁護士会でのコピーは一枚六〇円なので、今のままでは足がでる、担当弁護士に一定の負担をさせる制度になっています。

(三) スタッフ弁護士について

スタッフ弁護士は、予算の関係で原則三年の任期、長くても六年で終わります。長くお勤めされたらよいと思うが、給料がだんだん上がっていくので、運営側からすると、そうは言っていられないところもあります。

(四) 国選弁護人の選任と私選弁護士紹介制度との関係

このたび、私選弁護士紹介制度ができて、五〇万以上の現金、預貯金を持っている人は、いきなり国選はつきませんよということになっています。ただこれは、本人の計算だけに基

づくものなのです。ですから、実際の統計の数字×七割ぐらいの数が国選弁護士事件になると想定されています。しかしよく考えてみると、たとえば強盗するような人がお金を持っていますか？ そんなことはないでしょう。ということは、今まで弁護士費用等は家族等が出していたのではないかと思います。これを本人の資力だけで国選の可否を判断するというにすると、今後は被疑者に国選にするか私選にするか確認してみると、九割以上が国選になるのではないかと思っています。おかしな話ですが、現金、預貯金が問題なので、極端なたとえば、外車に乗っていても現金がなければ国選弁護人がつくことになりません。

少年法改正も検討されているようですので、先ほどの少年付添いの問題とあわせて、この点については今後なんらかの検討がなされることと思います。

(五) 情報提供業務について

情報提供については、きちつと調べてやるのが大事だと思います。法律相談の総合案内窓口になるんだよ、その人のニーズにあった受け入れ方を紹介しなさい、ということですので、相談者からよく事情を聞いて、関係機関にとっても最適な利用者を紹介したいと思っています。

振分業務については、とくに複数の紹介先があるような場合の対応が問題になります。

たとえば司法書士の先生方と弁護士の先生方の棲み分けについて考えなければならぬのですが、司法支援センターでは、コールセンターでの対応について一応の基準をつくってあります。ただ、私が見ていても難しい仕組みになっていて、コールセンターで適切に対応するのは無理なんではないかと思えます。問いあわせに対する回答というレベルでやりきれぬのか、と思っております。この振り分けという業務は専門家が仕事としてやるべき業務なのではないかな、という気もしくはないということですね。

一方で、あるADR（土地家屋調査士会の境界相談センター）で相談を受けたところ、境界紛争だけではなく、土地の取得時効が問題になるのではないかと、という指摘を受けたというので、弁護士会に相談されてはどうですかと紹介したところ、弁護士会の法律相談では、そんなADRは知らない、という弁護士が担当されまして、十分な相談にならなかった——といったこともあったようです。そういったところも含めて、弁護士側もそれぞれの業務内容につき精通し、きちんと検証していつでももらいたいと思いますが、地方事務所でも、さらに経験を積んで、こういうときにすぐに相談に応じることができ体制を

整えていきたいと思っております。

(草鹿)

残念ながら時間が来てしまったようです。このシンポジウムで明らかになったように、法テラス、日本司法支援センターにはまだまだ克服すべき課題がたくさんあるように思います。しかし、立ち上がったばかりの制度がいきなりうまくいくわけもありません。

われわれとしては、今後とも、法テラスの運営状況に関心を持ち続け、少しでも良くなるように知恵を出し合うことが大切ではないかと存じます。

今後とも、法テラスと協力しながらその推移を見守ることを誓って、このシンポジウムを終わりたいと存じます。本日はご参加くださりありがとうございました。

日時：平成一八年一〇月二八日

場所：香川大学法学部第三講義室

共催：香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科

香川大学法学部

川東 祥次 日本司法支援センター香川地方事務所長・弁護士

田淵 浩二 香川大学大学院連合法務研究科、刑事訴訟法

小田 敬美 岡山大学大学院法務研究科、民事訴訟法・ADR

和田 直人 愛媛大学法文学部、民事訴訟法・ADR

草鹿 晋一 香川大学大学院連合法務研究科、民事訴訟法・司

法制度論